

5

自転車通行環境整備形態の選定

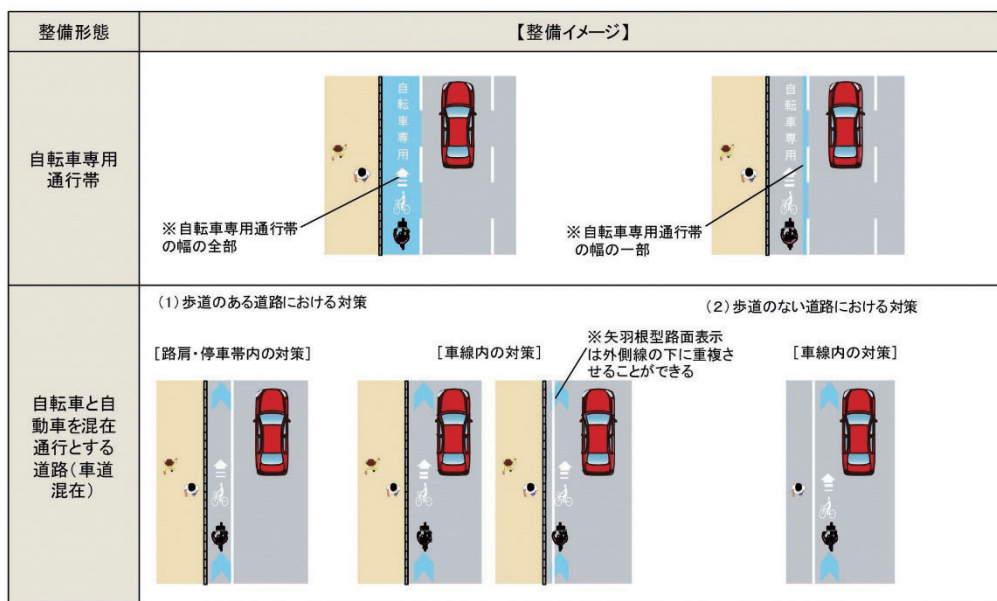
1

整備形態の考え方

東京都自転車活用推進計画及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく仕様を基本として整備を行っていきます。

ただし、施行にあつては、関係機関等と十分協議の上、周辺住民等への周知等を行っていきます。また、必要に応じ、社会実験を行い、合意形成を図っていきます。

図5-1 路面標示の設置方法(案)・矢羽根型路面標示の標準仕様(案)



	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
仕様(案)	<p><標準形></p> <p>幅=0.75m以上※1</p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>設置間隔=10m※2</p> <p>1.0m以上※3</p>	<p>設置間隔=10m※2</p> <p>1.0m以上(0.75m以上)※4</p>
備考	<p>※1: 自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面標示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状を設定するとともに、自転車通行空間として必要な幅員を自転車と自動車の両方に認識させることが重要である。</p> <p>※2: 矢羽根型路面標示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。</p> <p>※3: 路面標示の幅員は、側溝の部分を除いて確保することが望ましい。</p> <p>※4: 現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。</p>		

①自転車道・自転車専用通行帯（自転車レーン）

○自転車道はさくら通りで整備中です。

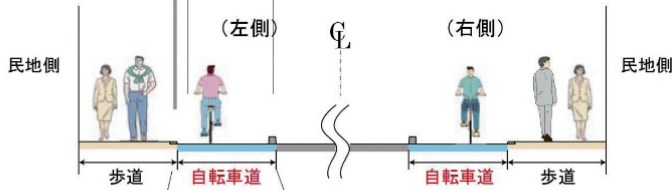
図5-2 自転車道(自転車通行空間イメージ)

○ 自転車道とは、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。(道路構造令第2条第2項・道路交通法第2条第1項第3号の3)

【一方通行の場合】

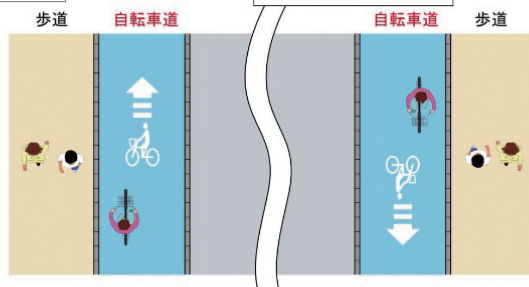
道路標識「自転車一方通行(326の2-A・B)」の設置

幅員2.0m以上
(やむを得ない場合1.5m以上)



縁石線等の工作物により区画

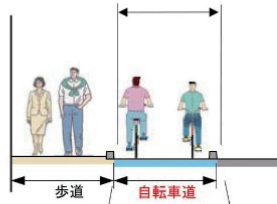
縁石線等の工作物により区画



【双方向通行の場合】

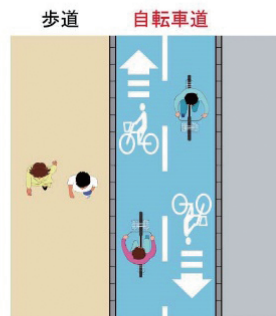
幅員2.0m以上

民地側



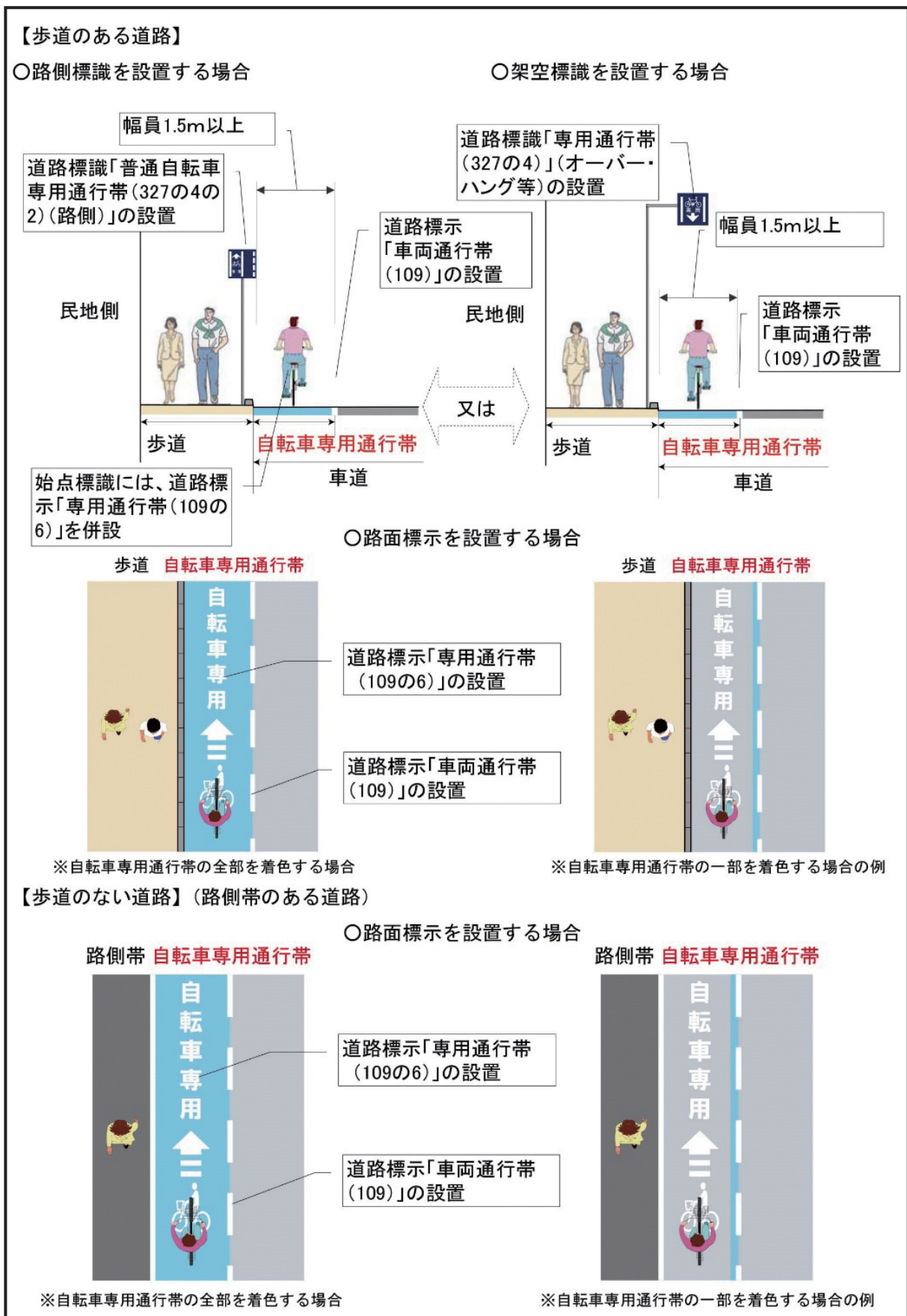
縁石線等の工作物により区画

縁石線等の工作物により区画



○自転車専用通行帯（自転車レーン）は北大通りを予定しています。

図5-3 自転車専用通行帯(自転車通行空間イメージ)



②車道混在 (ピクトグラム※1等)

基本的には地域整備路線について、適用していきます。自転車道、自転車専用通行帯、車道混在などと合わせて設置する法定外の路面標示です。

自転車は、道路交通法上、自動車などと同じ「車両」であり、道路の左側端に寄って走行することと規定されています。車道に自転車の通行位置を明示することで、自転車に車道通行を促すとともに、ドライバーに自転車の車道通行を注意喚起するものです。

市内の路面表示の統一性を考慮し、「東京都自転車活用推進計画」に記載されている自転車ナビマークや自転車ナビラインを標準とします。また、道路が狭い生活道路などにおいては、必要に応じて縮小型のピクトグラムを採用することとします。施工にあたっては関係機関と十分協議の上、設置位置を決定していきます。

図5-4 自転車ナビマーク



図5-5 自転車ナビライン



③安全啓発

交差点などでは、出会い頭による事故が多いことから、注意喚起が特に必要と思われる箇所へ、路面標示やシール・看板などのサインを設置し、歩行者や自転車などへ安全啓発を実施します。

図5-6 安全啓発イメージ図



※1 「情報を伝える」「注意を促す」などを目的に使用する記号・文字・絵文字やイラストです。